

入札公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和 8 年 5 月 26 日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院

院長 鈴木 眞 一

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

入院・入所セットレンタル提供業務委託契約

(2) 仕様等

公募型企画競争説明書及び仕様書による

(3) 履行期限（期間）

令和8年9月1日～令和11年8月31日

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院及び附属介護老人保健施設

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

※原則として公募型企画競争も一般競争の参加資格を準用するものとする。

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

(2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。
- (5) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」のうちA～B等級に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3 契約条項を示す場所

〒964-8501 福島県二本松市成田町1丁目553番地
独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院 経理課契約係
電話 0243-23-1231
メールアドレス keiri@nihonmatsu.jcho.go.jp

4 執行の場所及び日時

- (1) プレゼンテーション実施場所、公募型企画競争説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。
- (2) 公募型企画競争説明書等の交付方法

本公告から令和8年6月26日（金）正午までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに上記3の交付場所にて交付する。（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時00分から17時00分まで）

なお、やむを得ず来院が困難な者については、郵送（郵送費用は請求者負担とし、返信用封筒（レターパック等）を必ず同封すること）にて交付を行うので、上記3まで期日に余裕をもって早めに連絡すること。

(3) プレゼンテーション前提出書類の提出期限

令和8年6月26日（金）17時00分

(4) 売上手数料入札書及びプレゼンテーション資料の受領期限

令和8年6月29日（月）正午

（郵送する場合も受領期限までに必着のこと。）

(5) プレゼンテーション日時

令和8年7月3日（金）13時45分 2階会議室

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 契約及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 参加者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、2（1）から2（3）及び2（5）の証明となるもの及び公募型企画競争説明書、仕様書において定めるもの、公募型企画競争説明書におけるプレゼンテーション前提出書類等を提出期限内に提出しなければならない。プレゼンテーション参加希望者は、プレゼンテーション実施の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) プレゼンテーション資料等の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した資料、参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した資料は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

プレゼンテーションの評価点が最上位の者を第一交渉権者とする。また、最上位の者が2者以上いる場合はくじ引きにて第一交渉権者を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は公募型企画競争説明書による。